

株式会社ビー・エム・エル 定款

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当会社は、株式会社ビー・エム・エルと称する。

英文では、B M L , INC. と表示する。

第 2 条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 臨床検査の受託業務
2. 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化学薬品に関する試験の受託業務
3. 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化学物質等の化学分析の受託業務
4. 農薬の毒性試験その他これに類する試験の受託業務
5. 各種食品、保健衛生および環境に関わる検査分析の受託業務
6. 水道水の水質検査受託業務
7. 健康の保持増進のための諸測定、健康指導等の受託業務
8. 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化学薬品の製造、販売および輸出入
9. 医療器械器具、臨床検査機器の製造、販売、賃貸、保守および輸出入
10. 情報処理機器およびソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸および保守
11. 情報処理システムの管理、運営受託、技術者の派遣およびコンサルティング
12. 医療情報提供サービス業務
13. 検体の保管および医療滅菌サービス業務
14. 調剤薬局の経営
15. 居宅介護支援事業
16. 訪問介護事業
17. 訪問看護事業
18. 通所介護事業
19. 医療機関等の経営、業務運営に関するコンサルティング
20. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
21. 産業廃棄物処理サービス業務
22. 電気通信事業法に基づく付加価値通信サービスの提供
23. 冠婚葬祭、家具、乗用車、衣料品等に関する情報提供および仲介、斡旋
24. 計算事務等の経理事務受託代行業務
25. 貨物運送取扱業および貨物運送仲立業
26. 焼却炉、電気設備、給排水・衛生設備等の保守および管理
27. 不動産の賃貸、売買、管理
28. 有料職業紹介業務

- 29. 労働者派遣事業
- 30. 保育施設の運営
- 31. 前各号に関する研究開発および附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、118,800,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、『株式取扱規程』に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議において定める『株式取扱規程』による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名を代理人として、株主総会において、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 18 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、16 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 20 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役任期の満了する時までとする。

第 21 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長 1 名、社長 1 名を定めることができる。
3. 会長ならびに社長は会社を代表し一切の業務を統括執行する。

第 23 条（招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。

第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に規定により、取締役の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定全部または一部を取締役に委任することが出来る。

第 25 条（決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会は、法令または本定款の定める事項のほか、取締役会において定める『取締役会規程』による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第30条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。

第31条（監査等委員会規程）

監査等委員会は、法令または本定款の定める事項のほか、監査等委員会において定める『監査等委員会規程』による。

第6章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月末日迄の1年とする。

第33条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第35条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日より満3年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

(附則)

当社は、第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

制 定	昭和31年	7月15日
改 定	昭和50年	8月29日
改 定	昭和51年	7月 1日
改 定	昭和59年	12月20日
改 定	昭和60年	8月29日
改 定	昭和63年	8月29日
改 定	平成 元年	4月 1日
改 定	平成 2年	8月27日
改 定	平成 2年	11月20日
改 定	平成 3年	9月27日
改 定	平成 5年	2月22日
改 定	平成 6年	6月27日
改 定	平成 7年	6月29日
改 定	平成 9年	6月26日
改 定	平成12年	4月24日
改 定	平成13年	6月28日
改 定	平成14年	6月27日
改 定	平成15年	6月27日
改 定	平成16年	6月29日
改 定	平成17年	6月29日
改 定	平成18年	6月29日
改 定	平成19年	6月28日
改 定	平成21年	6月26日
改 定	平成25年	6月27日
改 定	平成28年	7月25日
改 定	2021年	6月29日
改 定	2022年	6月29日
改 定	2023年	3月 1日
改 定	2023年	6月29日
改 定	2025年	6月27日
施 行	2025年	6月27日